

京都市行政手続条例の一部を改正する条例（令和5年11月13日京都市条例第17号）  
（行財政局総務部法制課）

- 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法の一部が改正されることを踏まえ、聴聞及び弁明の機会の付与の実施に当たり行う通知について、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合に行う通知の方法を改めることとしました。
- 2 京都市情報通信技術を活用した行政等の推進に関する条例の制定により、書面によらない方法により申請その他の行政手続が行われることとなることを踏まえ、規定を整備することとしました。
- 3 その他規定の整備を行うこととしました。

この条例中、上記1については行政手続法の一部改正の施行の日と同日、上記2については公布の日、上記3については公布の日等から施行することとしました。

京都市行政手続条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月13日

京都市長 門川大作

## 京都市条例第17号

京都市行政手続条例の一部を改正する条例

京都市行政手続条例の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第6号中「で、本市の事務として行うもの」を削る。

第9条第1項ただし書中「添付書類」の右に「その他の申請の内容」を加える。

第16条第1項各号列記以外の部分中「名あて人」を「名宛人」に改め、「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項前段中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置を採ることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第17条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第23条第3項前段中「第16条第3項」の右に「及び第4項」を加え、同項後段中「同条第3項」の右に「及び第4項前段」を加え、「名あて人」を「名宛人」に、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「、同項後段中「」に、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（）」を「とき（）」に、「掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第30条前段中「及び」の右に「第4項並びに」を加え、同条後段中「同項第3号」を「同条第4項前段中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第29条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第16条第3項後段」を「第16条第4項後段」に改める。

第35条第4項第2号中「含む。）」の右に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加える。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第9条及び第35条の改正規定 この条例の公布の日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）第44条の規定の施行の日

### (適用区分)

2 この条例による改正後の京都市行政手続条例（以下「改正後の条例」という。）第16条第3項及び第4項（これらの規定を改正後の条例第23条第3項若しくは第30条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(行財政局総務部法制課)